

## 事業再生ADR手続における商取引債権に関する考慮規定 ～産業競争力強化法の改正～

北野 知広  
Tomohiro Kitano  
PROFILEはこちら



### 第1 事業再生ADR手続における 商取引債権保護の必要性

過剰債務に悩む企業の再生のための準則型私的整理手続の1つとして、事業再生実務家協会が主催する事業再生ADRという手続があります\*1。公正中立な第三者(事業再生実務家協会が選定する手続実施者)の関与のもと、債務者が債権者との間で債務の弁済について協議し、債権者との合意に基づき債務の弁済猶予又は減免等を得ることにより、経営困難な状況にある企業を再建するための手続です。債務の弁済猶予又は減免を求める対象債権は原則として金融債権であり、商取引債権については通常どおりに弁済して取引を継続します。

従って、商取引債権についても減免対象とする民事再生手続や会社更生手続に比べて事業の毀損が少なく済み、ひいては、金融債権についても弁済の極大化が図られます。

しかし、事業再生ADRは対象債権者の全員一致が求められるため、一部の金融債権者の了解を得ることができないといった事情により、事業再生ADRに基づく再建を断念し、民事再生手続や会社更生手続といった法的再生手続に移行する場合があります。この場合、原則として商取引債権についても債務の弁済が停止され、減免の対象となります。

そのため、事業再生ADRを実施していることが公開されている上場企業等については、事業再生ADRが成立しない場合に商取引債権について弁済を受けることができないことが懸念され、取引の継続が難しくなる場合があります。このような状況になると、事業再生ADRによる再建が困難となります。

商取引債権を可及的に保護して事業価値を維持するため、法的手続において商取引債権の弁済を行う試みが日本

航空等の一部の事案でなされていますが、例外的な取扱いであり、また、当該事案において法的手続に移行した場合に商取引債権が弁済されるかについての予測可能性に欠けるという問題がありました。

そこで、事業再生ADRから民事再生手続や会社更生手続に移行した場合に、事業の継続に不可欠な商取引債権について保護される予見可能性を高める規定を創設した産業競争力強化法等の一部を改正する法律が平成30年5月16日に成立しました。

### 第2 産業競争力強化法の改正の内容

改正産業競争力強化法では、まず、

(1) 債務者が、事業再生ADRの手続実施者に対して、事業再生ADR手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた商取引債権について、

①少額であること、

②早期に弁済しなければ債務者の事業の継続に

著しい支障を来すこと、

という要件に適合することの確認を求めていることになっています(改正法59条1項)。

そして、

(2) 当該債務者について民事再生手続・会社更生手続に移行した場合、裁判所は、商取引債権について、上記2点の要件適合性が確認されていることを考慮して、

(ア) 保全段階で弁済禁止の保全処分の対象外とするか、

(イ) 開始決定後に少額債権の弁済の対象とするか\*2、

(ウ) 再生計画・更生計画において優先的に弁済することを許容するか、を判断することになりました(改正法60条以下)。

\*1: 詳細は事業再生実務家協会のHP (<http://www.turnaround.jp/adr/index.php>)、

経済産業省のHP ([http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaiei/kyousouryoku\\_kyouka/adr.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaiei/kyousouryoku_kyouka/adr.html)) 参照

\*2: 民事再生法85条5項後段では、「…少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。」との規定があり、この要件の解釈において、事業再生ADRにおける確認が尊重されることになります。なお、会社更生法47条5項後段でも同趣旨の規定があります。

裁判所の判断を法的に拘束するものではないものの、裁判所に対して事業再生ADR段階での手続実施者の確認を尊重してもらうことで、法的手続に移行した場合の予測可能性を高めようとしたものです。

### 第3 実務運用上のポイント

実際に法的手続に移行した場合を想定すると、事業価値毀損の防止のためには商取引債権は早期に弁済されるのが望ましいので、(ア)弁済禁止の保全処分の対象外とするか、または、(イ)少額債権の弁済の対象とすることを検討することになると考えられます。

上記(1)①及び②の要件適合性の確認のポイントとしては、(I)各要件の解釈、(II)手続実施者が判断するとされていること、(III)事業再生ADRにおける確認の時期などが挙げられています。

(I)①の少額要件については、売上高、負債総額や資金繰り等の諸事情を総合的に考慮して判断することになると考えられます。②の事業継続に著しい支障を来すという要件については、本来的には、個別の債権・取引毎に検討すべき内容と考えられるものの、個別に検討しては実務がワークしないと思われるため、運用上の工夫が必要です。例えば、一定のグループ毎の判断とすることも考えられますし、あるいは、そもそも事業再生ADRでは全ての商取引債権を弁済して円滑に処理することを念頭においていたことから、全ての商取引債権を全体として判断することも考えられると言われています。今後の実務運用が注目されます。

(II)これらの要件については手続実施者が確認(判断)することになり、債権者の同意は要件ではありません。一方で、最も利害関係を有するのは事業再生ADRにおける対象債権者であることから、現在検討中の施行規則において、手続実施者による確認結果の対象債権者への通知や債権者の意見聴取手続の要否などが検討されているとのこと。

(III)手続実施者がどの段階で要件を確認するかもポイントです。商取引債権者の理解を得て事業再生を円滑にするた

※3:詳細は、<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu> 内の同検討会の報告書参照。

めには、早期の確認が望ましいと言えますが、判断の前提として、債務者の資金繰りや事業計画の実現可能性、同意見込み等を踏まえた事業再生の蓋然性を検討する必要があるのではないかとも思われます。そうすると、債務者の事業再生計画が確定し、事業再生計画案についての手続実施者による調査報告書が作成された段階でないと判断は難しいかもしれせん。

### 第4 法改正の背景と更なる私的整理の円滑化に向けた今後の検討課題

今回の商取引債権の保護のための考慮規定の創設は、実は、私的整理手続の多数決化に向けた取組みの第一歩とも位置づけられています。

事業再生ADRをはじめとする私的整理手続は、法的手続と異なり、対象債権者の全員一致が必要です。そこで、一部の反対債権者を説得するために、少額の金融債権について優先的に弁済する取扱いや、担保価値評価を工夫することで事実上のメイン寄せがなされる例もあると言われています。これらは平等性の観点からは問題であり、不合理な反対をさせず、円滑な手続遂行を図るために、多数決原理の採用が志向されており、議論が進行しています。

公益社団法人商事法務研究会が平成27年3月に発表した「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」においては、(i)直近の検討課題として、商取引債権に関する考慮規定の創設や簡易再生手続運用改善モデルによる対応等が、(ii)次なる検討課題として、迅速再生手続の創設等が、(iii)将来的な検討課題として、裁判所による認可型モデルなどが今後の検討課題として挙げられており、本改正は、このうち、最初の検討課題として位置づけられていました<sup>※3</sup>。

本改正に続き、今後は、簡易再生手続の運用改善等が検討されて法改正がなされ、迅速かつ円滑な事業再生手続が充実し、債務者の事業の再生と、それによる関係者の利益の最大化が図られることを期待するところ。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。